



虹*色*通*信

特定非営利活動法人PROUD LIFE 活動報告誌

< 2016年4月号 (第3号) >

♪・。・～・。・♪ PROUD LIFE 活動報告誌『虹色通信』第3号発刊のお知らせ ♪・。・～・。・♪

いつも当会をご支援くださりまして、ありがとうございます。2015年下半期の当会の活動を振り返る活動報告誌「虹色通信」が、このたび第3号が刊行の運びとなりました。2016年1月より「セクシュアル・マイノリティ 就職・職場電話相談」を新たに開設するなど、今後も多方面にLGBT施策の拡充を働きかけていく予定です。今後も当会をよろしくお願いたします(事務局)

名古屋市議会に提出！支援に関する請願

弁護士が解説！自治体における同性パートナー

「アムネスティ・スピーキングツアー」参加報告

第5回虹色ラウンジ：映画「パレードへようこそ」

イーブルなごや・市民企画公募事業 実施報告

電話相談事業の展望 —5年目を見据えて—

セクシュアル・マイノリティ
就職・職場 電話相談

 **0120-51-9451**

フリーダイヤル
毎週月曜日 20時～23時・毎月第2土曜日 18時～22時



2016年1月、フリーダイヤルで新規スタート！

【活動報告】名古屋市議会に提出！

性的少数者の支援に関する請願

大阪淀川区の「LGBT 支援宣言」と支援事業の実施、東京都渋谷区の「同性パートナーシップ条例」の成立など、セクシュアル・マイノリティに関わる地方自治体の動きがすすみだしています。

PROUD LIFE では、こうした動きをさらに広げていくために、昨年、名古屋市議会への請願署名活動に取り組みました。

この「性的少数者の支援に関する請願」は、淀川区で実施している支援事業のような相談窓口の設置とコミュニティスペースの開設と、パートナーシップ証明などの制度確立のための調査や検討会の設置の2項目を求める内容。6月のNLGR+ 会場などで集めた署名89筆を、名古屋市議会9月定例会に提出しました。署名の紹介議員になっていただいたのは、斎藤まこと議員(千種区)、田中りか議員(天白区)です。

当会では、ファイザープログラム市民活動への助成を受け、「セクシュアル・マイノリティ就職・職場電話相談」を2016年1月から開始しました。セクシュアル・マイノリティにとって、「働く」ことにかかわる悩みもいろいろあります。職場でのハラスメントや就職活動の悩みなど、お気軽にお寄せください。必要に応じて、個別面談や他機関への同行もいたします。

請願は、11月13日の総務環境委員会で審査され、各会派の委員から、名古屋市の現在の取り組みや他都市の状況などについて質問されました。当局からは、名古屋市男女共同参画推進プランに「セクシュアル・マイノリティへの理解促進」が掲げられていることにふれ、男女平等参画推進センターでの市民向け啓発講座の開催などの名古屋市の取り組みについて報告。横浜市で支援事業がはじまったことをふまえて、「さらなる取り組みの推進が必要」との市の認識をしめました。

請願は、今後の状況もみながら慎重に審査する必要があることから「保留」となりました。今後も引き続き総務環境委員会で審査される事になります。

(PROUD LIFE 代表理事・安間優希)

セクシュアル・マイノリティ就職・職場電話相談

【フリーダイヤル】0120-51-9451

毎週月曜日 20時～23時、毎月第2土曜日 18時～22時
個別面談や同行支援は、ご希望に添えない場合もございます
レインボー・ホットラインも、引き続き実施しています
(0120-51-9181、毎週月曜日 19時～22時)

【解説】条例成立で同性パートナーシップはどう変わる！？ 弁護士が解説します！第2回

自治体における同性パートナー

1 はじめに

前号でもご紹介しましたように、東京都渋谷区が昨年4月に同性カップルにおけるパートナーシップ証明とこれに関連する一定の法的な効果を持った「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が成立し、11月からパートナーシップ証明の運用が開始されました。なお、同条例は、パートナーシップ証明以外にも広くセクシュアル・マイノリティの人権尊重について規定しています。

これに続き、東京都世田谷区でも、昨年の9月に、「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」が定められ、11月から運用が開始しました。さらに、今後、伊賀市、那覇市、宝塚市なども同性カップルにおけるパートナーシップについて動き出すとの報道もなされております。このように各自治体で同性カップルにおけるパートナーシップ証明の動きがあり、政策のレベルで大きな変化が起きているのは確かです。

ただ、渋谷区と世田谷区では、条例と要綱と形式が異なります。今後の自治体レベルでのパートナーシップ証明に関する政策を考えるにあたって、どのような違いがあるのか、なぜ違うのかという点について今回はお話しさせていただきます。

2 条例と要綱の違い

「条例」については、皆さん耳にしたことがあるかと思いますが、「要綱」というのはあまり聞かない言葉かと思えます。

「条例」が都道府県、市町村などの議会が制定するルールなのに対して、「要綱」は市長など首長が定めるものです。

さらに、「条例」は、法律の範囲内との限定はありますが、市民の権利義務に関する規定をし、場合によっては行政処分や罰金などについて規定されることもあります。

一方で、「要綱」は、行政内部での取り扱い基準という程度のもので、直接的な法的効果・法的拘束力はありません。

そのため、渋谷区と世田谷区のものを読み比べると、渋谷区の条例は、区がパートナーシップ証明を行い、一定の限界があるものの、その法的な効果として差別禁止や違反者に対する制裁などが規定され、世田谷区の要綱は、カップルが宣誓書を提出し、区がこれを受領し受領証を発行する形で、事実上区がパートナーシップを認めることに止まります。

3 それぞれのメリットとデメリット

さて、渋谷区の条例と世田谷区の要綱で分かれています、それぞれのメリットとデメリットについて見ていきたいと思えます。

(1) 渋谷区の条例の場合

まず、渋谷区の条例のメリットは、何よりもパートナーシップ証明の法的効果が規定されているということで、特に区営

住宅などで「家族」として認めてくれることです。ただ、前号でも書いたように「結婚」を認めているわけではないので、相続など「結婚」であれば当然に生じる法的効果までは認められていません。

一方で、渋谷区の条例では、公正証書によるパートナーシップに関する合意契約とカップル相互での後見契約（認知症などになった場合に財産管理の委託などをする契約）の成立の証明と任意後見契約の登記が必要となります（条例10条2項）。この公正証書の作成には数万円の費用もかかり、また若いカップルでは、数十年先のことで、管理する財産も定まらないなど、異性のカップルの婚姻ではかからない諸費用や手間がかかるという問題があります。

この点については、施行規則で、一定の条件（既に弁護士などと任意後見契約を結んでいたり、カップルの一方が性別の取扱い変更後に異性として結婚する予定があったり、財産形成途中など）を満たした場合には、将来の看護などを約束する文言を入れた合意契約の公正証書の作成だけでもよいことになっております。それでも、費用と手間がかかってしまうという問題は残っています。

(2) 世田谷区の要綱の場合

世田谷区の要綱のメリットは、何よりも、カップルが宣誓書を提出するという非常に簡単な方法です。

さらに、条例と違って、要綱の場合は首長の判断で行えるため、議会で反対派が多い状況でも、実現できる点で、条例化を目指す前に、同性カップルのパートナーシップについて受け入れられやすい環境を作る役割を果たせると考えられます。

一方で、先ほども説明させていただいたように、要綱には直接的な法的効果や法的拘束力はありませんので、パートナーシップについて無視や差別的な行動をとっても、要綱に違反するというにはなりません。あくまで、同性カップルのパートナーシップについて理解促進を支えることがメインにはなりません。

(3) まとめ

このように、条例による方法も要綱による方法も、それぞれメリットとデメリットがあります。各地方自治体の状況に応じて、どのような方法で行うのが合っているのか、また、その内容について考えていく必要があります。

日本で同性カップルを公に認める／認める予定の自治体は現在5つ。渋谷・世田谷区（2015年11月5日～）、伊賀市（4月～）、宝塚市（6月～）、那覇市（7月～）。このほか2つの政令市、千葉、横浜の動向が注目される。

(PROUD LIFE 理事・倉知)

【各地のイベント】「アムネスティ・インターナショナル日本」主催講演会（2015年10月開催）

『アムネスティ・スピーキングツアー』参加報告

2015年10月、全国7ヶ所で、南アフリカの活動家 Fadzai Muparutsa（ファドツァイ・ミュバルツァ）さんの講演が行われました（アムネスティ・インターナショナル日本主催）。2007年に国連人権理事会でジョグジャカルタ原則が承認されるなど、性的指向や性自認にかかわらず、あらゆる人の権利が保障されることが国際的な議論の流れといえます。しかし、その一方で、今も多くの国や地域で差別や偏見が残っています。殊にアフリカでは、同性愛行為を犯罪とする国があったり、人々の間での暴力、矯正レイプ（同性愛を矯正することを理由とする強姦）の存在など、深刻な差別の実態があります。ファドツァイさんは、このような地域において、時に自らも危険にさらされながら、LGBTiの差別解消に向けての活動を行っています。

ファドツァイさんが所属するアフリカンレズビアン連合（CAL）は、8年かけてアフリカ連合に働きかけ、2014年にはアフリカ連合が、性的指向や性自認を理由とした暴力をなくすための決議を採択するという成果につながりました。ファドツァイさんが、これを実現するために、LGBTiの権利に限定をせずに、あらゆる「人」の権利について議論をしたという点が印象的でした。すなわち、女性の権利、子どもの権利、セックスワーカーの権利、医療や教育の権利、きれいな水を飲める権利など、すべての権利について議論することを徹底したとのこと。ここには、LGBTiを特別扱いすることを求めるのではなく、抑圧的・暴力的な社会の中で暮らす個人を守る、という視点が表れています。

報告は、活動の成果というプラスの面だけでなく、ジンバブエの秘密警察に尾行・監視された話や、南アフリカでLGBTi当事者が殺害される率が高いこと、アフリカ全体で、性的指向を理由に家族や友人、見知らぬ人から強姦される事件が起きていることなどの深刻な問題も語られました。

講演後には質疑応答の時間も設けられ、質問の一つにカミングアウトに関するものがありました。ファドツァイさんは、カミングアウトしなければいけないというプレッシャーを感じていたとしても、「無理にしないでいい」という点を強調されました。一度カミングアウトしたら後戻りできないこと、カミングアウトしないからと言って自分が何者かが変わるわけではないこと、思っていた以上に良い友人と出会えるかもしれないが、そうでないかもしれないことなどを挙げた上で、カミングアウトはとてもパーソナルなことなので、近くにいる人との関係のさじ加減を見て、カミングアウトできると思ったらすればよい、ということでした。

ファドツァイさんは、多様性を考えるときにLGBTiだけを見るのではなく、人種や民族の差別、企業の活動で苦しむ人などにも視野を向け、「人類」のために活動しなければならないとも話していました。日本における法整備の運動の中でも、「LGBTiを特別扱いすることを求めるのではない」ということを、浸透させていくことが重要であると気づかされた講演でした。

（PROUD LIFE 理事・堀江）

【好評開催中！】 当会主催セクシュアリティ座談会「虹色ラウンジ」2015年10月17日（17～19時）

第5回虹色ラウンジ：映画『パレードへようこそ』実施報告

2週間後に「第4回虹色どまんかパレード」の開催を控えた、第4回虹色ラウンジでは、イギリスの性的マイノリティのパレードをとりあげた映画『パレードへようこそ』を題材にして、パレードの意味や感想を語り合いました。

この映画について簡単に説明すると、映画の舞台は、サッチャー政権下の1984年夏、ロンドンです。炭鉱労働者のストライキの報道を見たマークは、彼らを救済すべく仲間たちと募金活動を始めます。しかし、この当時、ゲイとレズビアンからの支援金を受け入れる炭鉱団体はありませんでした。それでもマークたちはめげず、労働者たちに直接寄付金を渡すためロンドンからウェールズへ向かい、そこには否定的な態度を持ちつつも、徐々に心を開いていく人びとがいました。

この映画の内容を振り返った後、感想を出し合いました。「初めて参加したゲイの若者が、沿道の人を気にしたり、支援者の振りをして歩いてきた。LGBTのパレードに初参加したとき、沿道に知り合いがいないか、見られたらどうしようか不安だったことを思い出した」、「じっさいに、ゲイやレズビアン

が炭鉱労働者を支援していたことを始めて知った。実話を元にして驚いた」、「LGBTのおかれている状況と炭鉱労働者のおかれている状況の共通点を見いだしたマークの着眼点がすばらしいと思った」等の意見が出されました。

パレードにLGBTと直接かかわらない主張を入れるべきか、入れるとしたらどのようにいれていくのかは、コミュニティのなかでもしばしば対立する、難しい問題ですが、個人的には、その問題を単に持ち込むのではなく、LGBTの問題をつなげてコミュニティや社会に訴えていく必要性をこの映画から学ぶことができました。

（PROUD LIFE 副代表理事・風間）



【活動報告】2015年度イーブルなごや・市民企画公募事業

「セクシュアル・マイノリティと社会・法制度」実施

昨年度に続いて採択されたイーブルなごや市民企画事業ですが、本年度は、日本の中でも先進的に取り組んでいる自治体等での進んだ取り組みを知り東海地域でどのように活かしていくことができるかを考えるため、日本におけるセクシュアル・マイノリティへの自治体の取り組み、を3回にわたって開催しました。

テーマは「多様な性、多様な生き方を認め合う社会に」

第1回(10/11)は、当法人の理事でもあり、LGBT支援法律家ネットワークにも参加されている、堀江哲史・弁護士から、日本には同性愛者の存在を想定した「法律」がないこと、そのなかでも多摩市、渋谷区、世田谷区などいくつかの自治体では条例等が制定されつつある現状についてお話を伺いました。

第2回(10/25)は、QWRC(LGBTと女性のためのリソースセンター大阪)の桂木祥子さんから「LGBT支援宣言：大阪市淀川区の取り組み」と題して、区の取り組みが始まった経緯や、またその課題について講演をしてもらいました。メンタルヘル

スの専門家としての知識や経験を交えたお話が印象的で、福祉の視点がとても役に立つことがわかりました。

第3回(11月8日)は、渋谷区の同性パートナーシップ条例の制定運動にも関わったLGBT活動家の杉山文野さんに来ていただき、杉山さんが参加されていた街頭のゴミ拾いボランティア「グリーンバード」の活動を通じて渋谷区現区長の長谷部さんと知り合ったこと、その活動を通じて徐々に性的マイノリティへの理解を深めていったことなど、条例制定に至る経緯、また条例に対する性的マイノリティへのアンケート調査の結果等について話をしてもらいました。

今回の講座では、性的マイノリティをめぐる法制度の状況を確認した上で、淀川区と渋谷区の取り組みについて聞いたわけですが、区政に影響を持つキーパーソンとつながりを持ちながら、性的マイノリティに関わる政策のうち、何を具体的に訴えていくのか、その準備をいまから始めていく必要性を感じました。

(PROUD LIFE 副代表理事・風間)

【電話相談】2016年1月から、新たに「就職・職場 電話相談」がスタートしました！

電話相談5年目を見据えた、相談支援事業の今後の展望

セクシュアル・マイノリティ当事者の雇用問題への取り組み

2012年5月に開設された電話相談「レインボー・ホットライン」は、みなさまにご利用いただいたことにより、昨年末時点での相談は350件に達し、400件に達しようとしています。

就職や雇用に関わる相談が増加してきたため、レインボー・ホットラインとは独立した新しい電話相談が必要と判断し、就職や勤務中に直面する困難に対応するための専門の電話相談「就職・職場電話相談」を1月から開設いたしました。

開設に際し、相談員のみなさんには雇用問題や制度面に関する研修を受けていただいたり、事務局では企業がどのような取り組みを進めているのか調査したりするなど、相談体制を整備してまいりました。フリーダイヤルですので、全国どこからでも、どなたでも無料にご利用いただけます。ご利用いただいた皆様のお役に立てることを願っております。

(事務局)

【相談員の視点から】日々、自己覚知

電話相談員として利用されるみなさまからの相談に対応させていただいておりますと、相談の中で自分自身の考え方の傾向に気づくことがあります。このように、自身の考え方の特徴を自身で知るところを「自己覚知(じこかくち)」と呼びます。

例えば、「LGBT」という言葉はセクシュアル・マイノリティの総称として使用されることもありますが、電通ダイバーシティラボ(2015)によると、自身をセクシュアル・マイノリティだと回答した方(全体の7.6%)のうち、L、G、B、Tのいずれかだと自認されている方の合計は3.8%でした。「LGBT」はセクシュアル・マイノリティの半数に過ぎなかったのです。

「セクシュアル・マイノリティ=LGBT」という誤った認識は、相談対応に支障をきたし、利用された方への迷惑となりかねません。自己覚知はスキルの礎とし、日々向上してまいります。

(相談員)

特定非営利活動法人 PROUD LIFE 入会案内

PROUD LIFE の趣旨に賛同してくださる方は、どなたでも入会することができます。

会員には、①議決権のある正会員(個人)、②議決権のないサポーター会員(個人・団体)があります。ぜひ入会を！

(年会費：正会員 6,000 円、 サポーター個人会員 2,000 円、 サポーター団体会員 6,000 円)

お問い合わせ先(事務局)：info@proudlife.org / 080-2660-0526 公式ウェブサイト：http://www.proudlife.org/